

**ごみの野外焼却は
原則、法律で禁止されています。
また、それらのごみ（廃棄物）を不法投棄
した場合も処罰の対象となります。**



【罰則】

廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為含む）
は、法律により5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、
またはその両方が科せられることがあります。

農林水産業等に伴いやむを得ないものとして行われる焼却や、たき火等の軽微なものであっても、近所の迷惑になる場合は、焼却の中止を指導する場合があります。市職員等の指導に従ってください。

地域の自然環境、生活環境等が保全されるよう、廃棄物の適正処理にご協力をお願いいたします。

(詳しくは裏面をご覧ください。)

近隣住民の方への配慮について

野焼きは廃棄物処理法において原則禁止されていますが、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる野焼きは、例外として認められています。しかし例外として認められるものであっても、近隣住民の生活環境に影響を及ぼす野焼きについては、中止するよう指導しています。

周辺の生活環境に影響を与えないために、以下のことに十分配慮してください。

- 1 風の向きや強さ、行う時間帯を考慮しましょう。

⇒「夜間」や「早朝」なら大丈夫だろうと思われるがちですが、時間帯は関係ありません。

特に火災の危険性が高い夜間の野焼きは行わないでください。

- 2 煙の量や臭いが近隣住民の方の迷惑にならない程度の少量にとどめましょう。

⇒農作物の残渣や枯れ草を良く乾かすることで、煙の発生量が抑えられます。

- 3 近隣住民の方に事前に一声かけましょう。

⇒農業を営むためのやむを得ない野焼きと知らずに、警察や消防などに通報されたり、「洗濯物に臭いがつくので困る。」「煙と臭いで目やのどが痛い。」といったトラブルを避けるには、事前に一声かけるなどの周知をしましょう。

野外焼却の禁止

廃棄物の野外焼却は原則として禁止されています。違反すると懲役5年以下もしくは1000万円以下の罰金、又はその併科に処せられます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条の2（野外焼却の禁止）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

法施行令第14条（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

※「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量のことです。

消防署への届出 ※注意！

消防署は、野外焼却の例外の軽微なもの（以下「たき火等」という。）については、呉市火災予防条例第51条に規定する「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出」により届出をしていただいているものであり、たき火等の許可（たき火等の可否）をしているものではありません。